21世紀東アジア青少年大交流計画（ＪＥＮＥＳＹＳプログラム）に基づくアセアン諸国等を対象とした学生交流支援事業	2,699,964	—	330,275	—	—	2,369,689	
島根県地域勤務医師育成支援事業費補助金	800,000	—	—	—	—	800,000	
最先端研究開発戦略的強化費補助金	11,000,000	—	634,333	—	—	10,365,667	
国内大学連携事業	1,711,540	—	—	—	—	1,711,540	
設備整備費補助金	320,762,000	—	263,698,665	—	—	57,063,335	
直接経費計	1,394,994,088	—	656,951,747	—	—	738,042,341	
間接経費計	84,945,041					84,945,041	
合計	1,479,939,129	—	656,951,747	—	—	822,987,382	

⑱　役員及び教職員の給与の明細　（単位：円、人）

区分		報酬又は給与 支給額	報酬又は給与 支給人員	退職給付 支給額	退職給付 支給人員
役員	常勤	(101,981,736) 101,981,736	7	(—) —	—
	非常勤	(—) 3,852,000	1	(—) —	—
	計	(101,981,736) 105,833,736	8	(—) —	—
教職員	常勤	(21,819,072,333) 23,344,647,028	3,303	(1,172,547,569) 1,214,072,627	200
	非常勤	(—) 6,782,380,708	3,499	(—) —	—
	計	(21,819,072,333) 30,127,027,736	6,801	(1,172,547,569) 1,214,072,627	200
合計	常勤	(21,921,054,069) 23,446,628,764	3,310	(1,172,547,569) 1,214,072,627	200
	非常勤	(—) 6,786,232,708	3,500	(—) —	—
	計	(21,921,054,069) 30,232,861,472	6,809	(1,172,547,569) 1,214,072,627	200

㈱①　役員に対する報酬等の支給基準

広島大学役員報酬規則及び広島大学役員退職手当規則に基づき支給しております。

②　教職員に対する給与の支給基準

広島大学職員給与規則及び広島大学職員退職手当規則に基づき支給しております。非常勤職員については、広島大学非常勤職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則に基づき支給しております。

③　役員の期末現在の人数と本表の支給人員数に相違はありません。

④　役員及び教職員の報酬及び給与の支給人員数は、年間平均支給人員となっております。

⑤　人件費の定義は、基本的に「国立大学法人等の役員の報酬等及び教職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣策定）によっております。

本表の常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことであり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことです。

⑥　損益計算書上の「人件費」には、退職給付引当金繰入額、賞与引当金繰入額及び法定福利費が含まれているため、本表の支給額合計とは一致しておりません。

⑦　「支給額」欄の上段括弧内には、承継職員等に係る支給額を内数にて記載しております。

⑲　開示すべきセグメント情報　（単位：円）

区分	大学（病院、全国共同利用施設、附属学校を除く）	病院	全国共同利用施設	附属学校	小計	法人共通	合計	摘要
業務費用								
業務費	30,914,206,189	26,329,775,565	402,253,607	2,530,192,534	60,176,427,895	—	60,176,427,895	
教育経費	3,315,143,249	59,560,098	2,165,717	418,064,113	3,794,933,177	—	3,794,933,177	
研究経費	3,761,623,664	312,226,013	300,335,318	2,840,604	4,377,025,599	—	4,377,025,599	
診療経費	—	14,012,758,045	—	0	14,012,758,045	—	14,012,758,045	
教育研究支援経費	842,754,484	102,403	—	0	842,856,887	—	842,856,887	